

職 審 — 4 8

令和元年7月1日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

各行政執行法人の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則14—17（研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則14—17（研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業）の運用について（平成12年3月31日職職—70）」の一部を下記のとおり改正したので、令和元年7月1日以降は、これによってください。

記

別紙第1中「かかわり」を「関わり」に改め、「（日本工業規格A列4）」を削り、「のべ」を「延べ」に改める。

別紙第2を次のように改める。

## 別紙第 2

## 技術移転兼業状況報告書

令和 年 月 日

(承 認 権 者) 殿

所属

## 官職

氏名

国家公務員法第103条第2項の規定により承認された技術移転兼業の状況（令和 年 月 日から令和 年 月 日まで）について、下記のとおり報告します。

5 技術移転事業者から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益

受領年月日	種類	価額	受領の事由
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
6 その他参考事項			
-----			
-----			
-----			
-----			

- (注) (1) 5の欄には実費弁償（役員等としての職務の遂行のために受け取った交通費、宿泊費等の経費）を除いた技術移転事業者から受領した全ての報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益について記載するものとする。
- (2) 5の「種類」の欄には、金銭、有価証券、物品及びその他の別を記載するものとする。
- (3) 5の「価額」の欄には、金銭を受領した場合においてはその額を、金銭以外の財産上の利益を受領した場合においてはその利益を時価に見積もった金額を記載するものとする。
- (4) 5の「受領の事由」の欄には、役員報酬、役員賞与、株式配当金、特許権等の実施料、指導料及びその他の別を記載するものとする。
- (5) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付するものとする。

以 上